

まちづくり NEWS

「まちづくり会社」 設立情報誌

TOWADA

第 15 号

2009/02/14 (土)

発行/ 十和田商工会議所(まちづくり室)
〒034-869 十和田市西二番町 4-1
TEL:0176-24-1111, FAX:24-1563

「十和田市中心市街地 活性化協議会設立 準備会」を設置！

■株式会社 まちづくり十和田 設立発起人会(代表世話人: 岩間恵美郎)は、平成 21 年 2 月 12 日(木) 14 時から、十和田市商工会議所 4 階会議室において、第 6 回の設立発起人会を開催した。

■会議では、以下の議題について協議を行った。

- (1)「(株)まちづくり十和田の組織体制」の構成、今後の原案検討方法について
- (2) 税理士の選定について
- (3) 十和田市中心市街地活性化協議会(「中活協議会」)の設立準備について



■中活協議会は、平成 18 年 5 月 30 日に法制化された「中心市街地活性化に関する法律(改正中活法)」の第 15 条に規定されたものである。中活協議会の設立条件は、「商工会議所」と「まちづくり会社」が共同で組織できることが法律に示されている。

■第 6 回設立発起人会では、(株)まちづくり十和田が本年 4 月下旬に設立予定であることから、中活協議会の設立準備を行なう「中活協議会設立準備会」の設置を決めた。

□中活協議会の設置目的は、3 項目あります。

- 1)「市町村が基本計画を作成する際、認定基本計画及びその実施に際する意見提示」(改正中活法第



第 6 回(株)まちづくり十和田設立発起人会で協議
(平成 21 年 2 月 12 日)

9 条第 4 項規定)

- 2)「特定民間中心市街地活性化事業を実施する者の事業計画に関する協議」(改正中活法第 40 条第 1 項規定: 構成員の 1/2 以上の同意が必要)
- 3)「協議会が実施すべき事業などに関する事項」(ただし、この事項は法の規定として示されていない。しかし、今回の法改正に伴い各省庁が用意している各種の補助事業制度を導入する場合に、その導入主体者の中に「中活協議会」が示されている。そこで、「事業主体」として事業が行える組織であることから、設置目的として取り込んだものです。)

■ 改正中活法第 15 条に示された「中活協議会」とは？

市町村が作成しようとする「基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議する」ため、第 1 号（「まちづくり会社」など）及び第 2 号（「商工会議所」など）に掲げる者は、中心市街地毎に、協議により規約を定め、共同で中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

中活協議会の役割

— 平成 18 年 4 月 12 日衆議院経済産業委員会資料：参考人・迎陽一氏（経済産業省大臣官房商務流通審議官：当時）による

□ 中心市街地活性化のトータルコーディネーター

- ① 全体としての意見交換
- ② 機運醸成
- ③ 合意形成
- ④ 事業実施、各事業の実施の調整



中活協議会の構成員になれる人々！

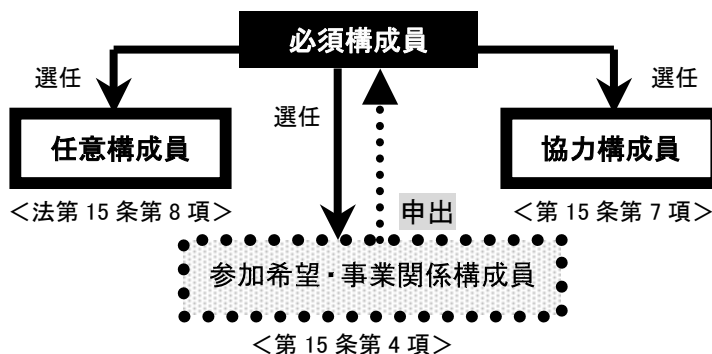
— 改正中活法 15 条第 1 項、4 項、7 項、8 項に規定されている構成員とは？：選定は「必須構成員（まちづくり会社＋商工会議所）」が行うことになっている。

<法第 15 条第 1 項>

■ 中活協議会の「構成員」は、以下の「四者」（改正中活法第 15 条による）

- 1) 必須構成員：組織設置者
・「まちづくり会社」等＋「商議所」等
- 2) 任意構成員：中心市街地活性化に関わる機関・団体
・「開発者」「警察・消防」「町内会・NPO」「マスコミ」「観光」「地域経済」「交通」「教育・文化」「医療・福祉」など
- 3) 協力構成員：国・県などの機関
- 4) 参加希望・事業関係構成員：事業関係者＋事業実施者で参加希望者
・「建設会社」「住宅建設者」「都市福利事業者」「商業活性化事業実施者」「公共交通事業者」「事業に密接に関係する者」「市町村」など

●
■ 構成員は、中活協議会設立準備会と任意構成員が候補者を検討することになる。



◆ 今後の検討・協議日程（案）

《平成 21 年 2 月～5 月：設立準備会の検討期間》

- 2 月／構成員（案）の検討
- 3 月／規約（案）の検討
- 4 月／役員・事務局体制（案）の検討
- 5 月／設立（第 1 回中活協議会開催）

・中活協議会設立準備会は、各月 2 回の会議を行い、設立に向けた検討を行う予定。